

八 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改正案				現行			
(附則別紙様式)				(附則別紙様式)			
国際様式の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期	経過措置による不算入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)				普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)			
(略)				(略)			
5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分の額			5	普通株式等Tier 1資本に係る調整後少数株主持分の額		
(略)				(略)			
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)				その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)			

	(略)		
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後 <u>非支配株</u> <u>主持分等</u> の額		
	(略)		
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)			
	(略)		
48-49	Tier 2資本に係る 調整後 <u>非支配株</u> <u>主持分</u> 等の額		
	(略)		
(別紙様式第一号)			
国際様	項目	当最終指定親会社四半期	

	(略)		
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後 <u>少数株主</u> <u>持分等</u> の額		
	(略)		
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)			
	(略)		
48-49	Tier 2資本に係る 調整後 <u>少数株主</u> <u>持分等</u> の額		
	(略)		
(別紙様式第一号)			
国際様	項目	当最終指定親会社四半期	

式の該 当番号		
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
5	普通株式等Tier 1 資本に係る調整後非支 配株主持分の額	
(略)		
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)		
(略)		
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後非支配株 主持分等の額	
(略)		

式の該 当番号		
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
5	普通株式等Tier 1 資本に係る調整後少数 株主持分の額	
(略)		
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)		
(略)		
34-35	その他Tier 1資本 に係る調整後少数株主 持分等の額	
(略)		

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)		
(略)		
48-49	Tier 2 資本に係る 調整後非支配株主持分 等の額	
(略)		

(別紙様式第二号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「非支配株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)

Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)		
(略)		
48-49	Tier 2 資本に係る 調整後少数株主持分等 の額	
(略)		

(別紙様式第二号)

(表 略)

(注)

(1)～(4) (略)

(5) 「連結貸借対照表」については、「株主資本」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。

(6)～(23) (略)